

令和3年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和3年9月2日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 ( 開 議 )	9月2日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	山 岸 美 登 利	2番	三 浦 知 将
	3番	石 原 裕 介	4番	水 野 智 見
	5番	板 倉 浩 幸	6番	黒 川 勝 好
	7番	伊 藤 俊 一	8番	飯 田 雅 広
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 推 進 策 室	室 長	黒川 静一		
	総 務 部	部 長	浅野 幸司	総務課長	戸谷 政司
	民 生 部	部 長	寺西 孝	住民課長	飯田 和泉
	産 建 設 業 部	部 長	肥尾建一郎		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	森 実央		
	上下水道部	次 長 兼 水道課長	伊藤 和光		
	消 防 本 部	消 防 長	黒川 康治		
	教 育 委 員 局 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教育課長	鈴木 敬
	委 員 長 及 び 委 員	監 査 委 員	西尾 重義		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 局	局 長	小島 昌己	書 記	萩野 み代
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)				
	5 番	板 倉 浩 幸	6 番	黒 川 勝 好	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 蟹江町議会議員派遣について（報告）
- 日程第4 同意第2号 蟹江町教育委員会教育長の任命について
- 日程第5 同意第3号 蟹江町教育委員会委員の任命について
- 日程第6 議案第36号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 議案第37号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議案第38号 表彰について
- 日程第9 議案第39号 蟹江町個人情報保護条例及び蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第40号 蟹江町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及び蟹江町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第41号 字の区域の設定について
- 日程第12 議案第42号 町道路線廃止について
- 日程第13 議案第43号 令和3年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第44号 令和3年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第45号 令和3年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第46号 令和3年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第47号 令和3年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 認定第1号 令和2年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第2号 令和2年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第3号 令和2年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第4号 令和2年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第5号 令和2年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第6号 令和2年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第7号 令和2年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について
- 日程第25 認定第8号 令和2年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について

て

- 追加日程第26 同意第2号 蟹江町教育委員会教育長の任命について
- 追加日程第27 同意第3号 蟹江町教育委員会委員の任命について
- 追加日程第28 議案第36号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 追加日程第29 議案第37号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長 佐藤 茂君

皆さん、おはようございます。

令和3年第3回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

愛知県下におきましては、8月27日から9月12日の期間におきまして、緊急事態宣言が発出されております。蟹江町内の感染者の状況も10代、20代の若年層が目立つようになり、家庭内感染をも警戒した生活を心がけていかなければならない状況であります。

蟹江町議会定例会を開催するにあたり、感染拡大防止措置を継続してまいります。議員、理事者の方々には、議事進行における時間の短縮を心がけていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、一般質問での議員の交代時や職員の入れ替えの際には、暫時休憩といたしまして、消毒の措置を取らせていただきますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、ここで7月1日付で職員の異動がありましたので、異動された職員の自己紹介と挨拶後の退席を許可いたします。お願いします。

○消防次長兼総務課長 高塚克己君

おはようございます。7月1日付で消防次長兼総務課長を拝命いたしました高塚でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

それでは、議員のタブレット及び理事者の皆さんに、議会運営委員会報告書が配付されております。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へのタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますよう、よろしくお願いいたします。

傍聴される皆様にもお願いをいたします。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、監査委員、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には萩野み代さんを指名いたします。

ここで、去る8月27日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、吉田正昭君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○議会運営委員長 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

それでは、報告させていただきます。

令和3年第3回9月定例会におきまして、第1回議会運営委員会報告をさせていただきます。

令和3年8月27日金曜日午前9時より開会しました。

1、会期につきましては、令和3年9月2日木曜日から9月24日金曜日までの23日間とします。

2、議事日程についてです。

9月2日木曜日午前9時、議案上程、付託、精読。人事案件、審議、採決。同意第2号、同意第3号、議案第36号、議案第37号であります。その後、全員協議会、そして議員総会を開きます。

3日金曜日午前9時、2日に終了または開催できなかった場合であります。

7日火曜日午前9時より防災建設常任委員会、議案第42号、付託事件審査ですね。それから、所管事務調査、議会報告会の打ち合わせであります。

そして、午後1時30分、総務民生常任委員会、付託事件審査、議案第38号から議案第41号です。所管事務調査として今後の打ち合わせをします。

ただ、この7日におきましては、いつもですと総務民生常任委員会が午前中、防災建設常任委員会が午後ということではありますが、今回入れ替えしておりますので、皆さん、お気をつけください。

それから、9日木曜日午前9時、一般質問。

そして、議会広報編集委員会、11月1日発行号の割り付け等であります。

そして、議会運営委員会がありまして、意見書等の取りまとめです。

10日金曜日午前9時です。9日に終了または開催できなかった場合です。

16日木曜日、決算審査。午前9時、議会ICT推進部会があります。

そして、17日金曜日午前9時、16日に終了できなかった場合です。

24日金曜日午前9時、追加議案上程、精読、委員長報告、議案審議、採決、追加議案、審議、採決、閉会となります。その後、議員総会が開かれます。

次に、3の人事案件についてです。

(1) 同意第2号「蟹江町教育委員会教育長の任命について」。

(2) 同意第3号「蟹江町教育委員会委員の任命について」。

(3) 議案第36号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」。

(4) 議案第37号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」。

以上の4案件は、初日に追加日程により審議、採決することとなります。

次、4番です。総務民生常任委員会、所管事務調査について。

9月7日火曜日、付託事件審査終了後、今後の調査についての打ち合わせを行います。

5、防災建設常任委員会、所管事務調査について。

9月7日火曜日、付託事件審査終了後、議会報告会における報告内容についての打ち合わせを行います。

6、決算審査について。

審査の方法は、先例により行います。

(1) 一般会計の歳入歳出に対する総括及び歳入の質疑は、1人3回までとします。

(2) 歳出の質疑は、款ごとに1人3回までとします。

(3) 特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の質疑は、会計ごとに1人3回までとします。

7の意見書等についてです。

6月定例会から継続審議となっていた(1)及び(2)と、6月定例会以後に提出された(3)から(14)の意見書の取り扱いについては、一般質問終了後、議会運営委員会を開催し協議する。

(1) 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書。

(2) 保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書。

(3) 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書。

(4) 義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書。

(5) 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書。

(6) コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

(7) 国の私学助成の拡充に関する意見書。

(8) 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書。

(9) 正規労働者が当たり前、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる社会を求める意見書。

(10) 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の拡充を求める意見書。

(11) 地方財政の拡充を求める意見書。

(12) 障害・介護福祉に従事する職員や保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない障害・介護・保育職場の実現を求める意見書。

(13) 消費税率5%への引き下げを求める意見書。

(14) 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、コロナ禍での教職員の長時間化過密労働解消のための施策を求める意見書。

8、蟹江町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について。

(1) 改正内容及び提案理由は、素案のとおりです。

(2) 提出者及び賛成者は、意見書の提案順序とします。提出者は私、吉田正昭、賛成者は板倉浩幸議員、山岸美登利議員、石原裕介議員、伊藤俊一議員、飯田雅広議員、安藤洋一議員とします。

(3) 上程時期は、最終日に上程、精読とし、追加日程で審議、採決とします。

9のその他です。

(1) 議員総会の開催について。

アとしまして、9月2日木曜日、全員協議会終了後に第1回議員総会を開催します。

①としまして、議会報告会の開催等について、協議を行う。

②規則等の一部改正について、協議を行う。蟹江町議会議員政治倫理条例施行規則の一部改正、蟹江町議会会議規則の一部改正、蟹江町議会政務活動費の交付に関する規則の一部改正、蟹江町議会公印規程の一部改正、例規による定めのない様式等の一部改正、会派届等及び蟹江町議会の情報通信使用基準です。

イとしまして、9月24日金曜日、本会議終了後に第2回議員総会を開催し、議会ICT推進部会から調査内容について報告を受けます。

(2) 議会ICT推進部会の開催及び報告について。

9月16日木曜日もしくは17日金曜日、決算審査終了後に議会ICT推進部会を開催し、今後のタブレットについての検討及び蟹江町議会の情報通信使用基準の一部改正についてを協議します。

9月24日金曜日、本会議終了後の議員総会で、調査内容について報告します。

(3) 海部郡町村議会議員研修会及び懇談会について。

8月27日金曜日午後に海部郡町村議会事務局長会議において協議され、新型コロナウイルス感染状況を鑑み、研修会開催の詳細は現時点では未定とし、懇談会は中止が決定されました。

(4) その他です。

①9月3日金曜日の公立小中学校における喀痰吸引に必要な器具の確保処分義務付け等請求事件の控訴審判決の結果により、議会の議決を得る必要が生じた場合には、臨時の議会運営委員会を別途開催します。

②議会における新型コロナウイルス感染症対応として、従前からの感染防止対策の徹底に加え、議員、理事者ともに発言の際は簡潔明瞭とし、議会の時間短縮を図ることとする。ということで議員、理事者の皆さん、よろしくお願いいたします。

それから、③一般質問については、通告書様式により質問の要旨を初日の前日正午までに議長に通告する。新型コロナウイルス感染症対応として、質問は1人1問のご協力をお願いしたい。

④全員協議会の案件の変更について。

議案説明会資料の全員協議会「3 新型コロナウイルスワクチン接種について」は、正副議運委員長から理事者側に、コロナ感染状況を鑑みた小中学校の対応等について説明を求めるとの申し入れをした結果、案件名を「新型コロナウイルス感染症対策について」と変更し、全員協議会の冒頭でコロナワクチン接種状況等と小中学校の対応等について説明されることとなった。

以上、ご報告させていただきます。

(11番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

消毒作業のため、暫時休憩といたします。よろしく申し上げます。

(午前9時18分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時19分)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長 佐藤 茂君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番板倉浩幸君、6番黒川勝好君を指名いたします。

○議長 佐藤 茂君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月24日までの23日間といたします。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、ご異議なしと認めます。したがって、会期は23日間と決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

日程第3 「蟹江町議会議員派遣について(報告)」を議題といたします。

配付文書のとおり、会議規則第128条ただし書の規定により、閉会中、議長において決定

いたしました議員派遣については、これをもって報告とさせていただきます。

○議長 佐藤 茂君

日程第4 同意第2号「蟹江町教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

○町長 横江淳一君

それでは、ご提案をさせていただきます。

同意第2号、蟹江町教育委員会教育長の任命について。

蟹江町教育委員会教育長を次のとおり任命をしたいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

住所は、愛知県稲沢市祖父江町森上本郷四31番地5。

氏名、服部英生。生年月日、昭和33年6月16日。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、石垣武雄教育長の任期が令和3年9月30日をもって満了となり、後任の教育長を任命する必要があるからでございます。

裏面を見ていただきますと、略歴等々が書いてございます。

今、お名前、生年月日、住所をこちらのほうから申し上げさせていただきます。

公職歴につきましては、愛知県の公立学校の勤務、昭和56年4月から始まりまして、今現在、大治町の地域連携推進本部の統括相談員ということで、これは会計年度任用職員、1年間の勤務であります。教育委員会に所属をしておみえでございます。

その裏面を見ていただきまして、教育委員会の教育長及び委員の任期経過表が以上のとおりでありますので、ご精読とお認めいただければありがたいと思います。

見ていただけたら分かりますように、服部英生さんは、蟹江町にも大変関係のある方でありまして、長い推薦については差し控えさせていただきますが、かいつまんでちょっと申し上げますと、非常に人柄も温厚でありまして、先ほど経歴の中で書いてございます蟹江町の教育委員会の主事として、あの当時は体育指導員と申し上げておりましたけれども、我々、体育指導員の仲間のおきにスタートされて、6年間、蟹江町の教育行政を担っておみえでございます。

特に生涯学習課、教育課においては、今言いましたように指導主事として、社会教育主事として、蟹江町のニュースポーツの振興、文化、そして子どもたちの健全育成に向かっているお力添えをいただいているところであります。海部教育事務所の指導課長としても、全体をしっかりと見ていただく方でありまして、今回蟹江町の教育長としては、大変ふさわしい方であると考えておりますので、議員各位におかれましては、ご同意のほど賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

今、服部英生さん、直接僕も知らないんですけども、町長のほうから今、説明があったんですけども、蟹江町でも、最初のちょっと、結構だいぶ前なんだよね、関わっていた。その後、大治の中学校の校長をやったり、蟹江の小中学校の校長はやっていないみたいですけども。

ただ1点なんですけれども、石垣教育長もずっと長い、十何年やってきた中で、今回この服部さんについて、年齢がちょっと63歳ということで、もうちょっと若い人がいなかったのか。どのぐらいやれるか、今のところ3年間ですよ。その辺についてちょっと説明して、ちょっとめぼしい人材がなかったのか、こんなこと言っちゃいけないかもしれないんですけども、ちょっとその辺をお願いします。

○町長 横江淳一君

ご指摘をいただきました。答弁になるかならないか分かりませんが、今回、石垣教育長の後任といたしまして、石垣教育長のほうからは、この期をもって職を辞したいという申し出は、ちょっと前に聞いてございました。特に石垣教育長の場合は、前教育長の工藤教育長の後で就任をいただきました。学戸小学校の校長先生を現役でやっておみえになり、ちょうどやっぱりタイミングというのがありまして、職を辞されてから再雇用という形で学校に勤められる方もありますし、そのまま辞められる方もございます。

そのときに蟹江町に関係している方、そして人物的にもどうだということで数人、実は我々としては考慮に入れさせていただきました。その中で、やはり蟹江町の小中学校の校長先生はやっておみえにはなりません、県の社会教育主事だとか、それから蟹江町、特に生涯学習、生涯スポーツ、生涯講座に深く携わっていただいている経験、実際、蟹江町の職員とも非常に親しい中でずっと3年、3年、6年間やっていただいたという実績を踏まえて、今回、議員の皆様方に提案をさせていただいたわけでありまして。

若い方であればいいか、もうちょっと経験を積んだ人がいいんじゃないかという、いろんな案もあったのも事実でありますけれども、今回、申し訳ございません、そういうことで何人かの中で、選ばせていただくという大変語弊がありますけれども、我々として蟹江町にとって将来この方がということで、私のほうからご提案をさせていただいたということをご理解いただけるとありがたいと思います。

以上です。

○6番 黒川勝好君

6番 黒川です。

石垣教育長、本当に長いこと、ご苦労さまでございました。

この方、服部英生さんでしたか、僕、別にとやかく言うつもりはございませんし、けれども今お話あったとおり、石垣教育長もそうです、前工藤さんもそうですけれども、やはり蟹江町に大変関わりがあって、蟹江町の学校で教鞭を務めて、それから入られたということで、いろいろ蟹江町のこともよく分かっていただいていたと思うんですけども、この方、残念ですけども、昔といたしますか、こちらの蟹江町の教育委員会としては、教育課に平成14年から17年と3年間は蟹江町の中でやられたということで、別にとやかく言うつもりはないですけども、ちょっと僕調べたんですけども、愛西市立小中学校適正規模等検討協議会という協議会で、この服部さんという方、やっておみえになったと思うんですね。

これは小中学校の適正規模ということですので、蟹江町も今、今というか前々からですけども、舟入小学校の件があって、一時期ちょっと統廃合の言葉も出とったわけですけども、今はちょっと消えとるんですけども、この教育長を呼んで、またそういうお考えがどこかにあったのかなともちらっと思ったものですから、お聞きするところでありますけれども、こういうことは別にこだわったわけではないですか。

○町長 横江淳一君

愛西市の小学校のときの内容は、私もよく存じておりませんが、先ほど言いましたように、蟹江町の本当に小中学校の校長先生をやっておみえにならなかったというのは、ちょっと私としても、多分タイミングだというふうに思うんですけども。

ただ、教育委員会の生涯学習課の主事として3年間、そして教育委員会の教育課の主事として3年間、非常に密の6年間を過ごしていただき、我々も、体育指導員のときに、ニュースポーツを蟹江町に広めるために大変ご尽力をいただいたということも実は記憶の中に残ってございまして、特にその後、愛知県の教育委員会の海部の教育事務所もやっておみえになりますから、広い観点から教育を見ていただいているというふうに思っておりますので、決して、先ほど黒川議員が言ってみえるようなことに関して、統合に関して云々ということに特化していたということではないというふうに私自身は考えてございます。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

他に。

(発言する声なし)

それでは、他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております同意第2号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、ご異議なしと認めます。したがって、同意第2号は精

読とされました。

○議長 佐藤 茂君

日程第5 同意第3号「蟹江町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、ご提案申し上げます。

同意第3号、蟹江町教育委員会委員の任命について。

令和3年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

こちらは、現佐藤委員の任期が令和3年9月30日をもって満了することに伴い、同委員を引き続き任命していただくために、提案させていただきます。

2ページをお願いいたします。

蟹江町教育委員会委員任命予定者の略歴等です。

氏名、佐藤浩昭。生年月日、昭和45年12月1日、50歳。

住所、蟹江町舟入四丁目105番地。

職業、公職歴、賞罰につきましては、ご覧のとおりとなっております。

なお、現佐藤委員につかれますのは、教育委員を4年間務めていただいております。

3ページをご覧ください。

蟹江町教育委員会教育長及び委員任期経過表です。

下から2段目の欄になります。

任期は、令和3年10月1日から令和7年9月30日までの4年間となっております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○町長 横江淳一君

私からも推薦をさせていただきたいと思います。

佐藤浩昭さん、今、次長が申しあげましたとおり、大変明朗な方でして、何事に対してもすごいオープンで、非常に親しまれる方です。

特に、4年間の間、学校教育に対しては、保護者の立場の方からも大変賞賛をいただいております。ぜひとも健やかな児童の育成に今後ともお力を入れていただければというふうに思っております。

大変ふさわしい方であると思いますので、議員各位の皆様方のご同意を賜りますように、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わったので、質疑に入ります。

(発言する声なし)

それでは、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております同意第3号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。ご異議なしと認めます。したがって、同意第3号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

日程第6 議案第36号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

議案第36号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員候補者を次のとおり推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

住所、愛知県海部郡蟹江町富吉一丁目478番地。

氏名、安井朝夫。生年月日、昭和23年7月30日。

提案理由、この案を提出するのは、安井朝夫委員が令和4年3月31日をもって任期満了となり、推薦する必要があるからでございます。

2ページをお願いいたします。

安井朝夫さんの略歴でございます。

職業は無職、公職歴等は、人権擁護委員を平成22年4月1日から現在までお務めでございます。賞罰はございません。

3ページをお願いいたします。

任期一覧でございます。

一番上の網かけが、安井朝夫さんの新しい任期が掲げてございます。

以上のとおりご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○町長 横江淳一君

私からも推薦を申し上げたいと思います。

被推薦者の安井朝夫さん、議員各位もご承知おきをいただいていると思いますけれども、今説明がありましたように、平成22年度から人権擁護委員で大変活躍をいただいております。

ほかに、平成6年度から18年間にわたって蟹江町の地区スポーツ委員として、推進員として、そしてまた平成21年から13年間にわたりまして、今一番注目をされておりますNPO法

人活き生きかにエスポーツクラブの理事長さんとして、ニュースポーツの蟹江町のスタートを切った方であります。また、平成30年3月からは、男女共同参画の推進会議の委員としてもご尽力をいただいております。

人格見識も大変高うございます。適任者であるというふうに考えてございますので、ぜひともよろしくお願いをしたいというものでございます。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第36号は精読にしたいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第36号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

日程第7 議案第37号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

議案第37号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員候補者を次のとおり推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和3年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

住所、愛知県海部郡蟹江町舟入三丁目476番地。

氏名、佐藤紀美代。生年月日、昭和43年3月21日。

提案理由、この案を提出するのは、木全正雄委員が令和4年3月31日をもって任期満了となり、推薦する必要があるからでございます。

2ページをお願いいたします。

佐藤紀美代さんの略歴等でございます。

職業は僧侶、公職歴等はございません。賞罰もございません。

3ページをお願いいたします。

人権擁護委員の任期一覧でございます。

一番下の網かけが、佐藤紀美代さんの任期となっております。

以上のとおりご提案をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたしま

す。

○町長 横江淳一君

私からも推薦をさせていただきたいと思います。

今ご案内のとおり、佐藤紀美代さんにおかれましては、僧侶であります。お勤めの傍ら、舟入小学校において、読み聞かせのボランティアを10年間続けておられます。また、災害ボランティアや子ども食堂等々の活動にも積極的に参加をされている方です。

本当に見識も人格も高いわけでありまして、また人望も厚いことから、適任者であるというふうに考えてございますので、ぜひともご推薦させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第37号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

日程第8 議案第38号「表彰について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第38号、表彰について。

蟹江町表彰条例等の規定により、次の者を表彰するものとする。

令和3年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

初めに、町功労表彰でございます。敬称は略させていただきます。

氏名、富田さとみ、事績、嘱託員。それから、山田洋子、ラブホテル建築等審査会委員でございます。

在職年月数、その他は後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、一般表彰でございます。

(1) 非常勤特別職等多年在職でございます。

お名前と事績のみ読み上げさせていただきます。在職年月数等は後ほどお目通しをお願いいたします。

番号3番です。伊藤誠、選挙管理委員会委員。飯田有二、学校嘱託医。寺西好治、学校嘱

託医。阪上恭久、学校嘱託歯科医。齋場光子、環境美化指導員。山本よし江、環境美化指導員。鈴木朋也、スポーツ推進委員。以上7名でございます。

(2) 勤続25年以上、こちらのほう、いずれも町の職員、一般職の職員でございます。

10番でございます。井上詩乃香、荻野紀代美、加藤由紀、若原真弓。以上4名でございます。

(3) 体育振興でございます。

番号14番。住所、城三丁目422番地、成田正。事績が地区スポーツ協力員、在職年月が20年、基準年数が20年でございます。

それから、(4) 地域振興。

番号15、住所、学戸七丁目164番地、氏名、横江一光。事績、多年にわたり自治会役員を歴任し、地域の安定及び振興に多大な貢献をした。

(5) 国・県又はこれらに準ずる機関。

番号が16、住所、富吉一丁目129番地、氏名、阿部由美子。事績、民生委員・児童委員、在職年月数15年と6カ月、基準年数15年。

最後に、(6) 寄附でございます。

番号17、住所、城一丁目267番地、松屋株式会社。事績、災害用ボート5艇を寄附、金120万円相当でございます。

それから、番号18、住所、富吉三丁目282番地、氏名、株式会社日光鋳工場。事績、須成祭「巻藁船」模型、こちら10分の1のスケールでございます。1艘を寄附でございます。金200万円相当でございます。

以上18件の内容でございます。

提案理由、この案を提出するのは、蟹江町表彰式における被表彰者の選考にあたり、蟹江町表彰条例第9条の規定に基づき、議会の議決を得る必要があるからである。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

日程第9 議案第39号「蟹江町個人情報保護条例及び蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第39号、蟹江町個人情報保護条例及び蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。

蟹江町個人情報保護条例及び蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

1ページの下段の提案理由をご覧ください。

この案を提出するのは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）等の制定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、必要があるからである。

なお、3ページから4ページは新旧対照表でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

あわせて、5ページに一部改正要点をお示しいたしまして、第1条関係から附則まで、まとめて表記のほうをさせていただいておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

それでは、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

日程第10 議案第40号「蟹江町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び蟹江町職員等の旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第40号、蟹江町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び蟹江町職員等の旅費に関する条例の一部改正について。

蟹江町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び蟹江町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

2ページの提案理由をお願いいたします。

提案理由、この案を提出するのは、地域や職員の職級別に金額が指定されており、実際の運用に支障が出ているためでございます。

なお、3ページから4ページは新旧対照表でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

あわせて、5ページに一部改正要点をお示ししております。第1条から附則まで、まとめて表記をしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

若干聞きたいんですけども、議案説明のときに請求した補足資料で、ちょっと車賃のことで、まずちょっと伺いたいのが、今回、車賃について10円から25円、10円がずっと長い間続いていて、25円で実際これで本当がいいのかということもあるんですけども、今までこの10円だったときに、どのように職員等が、これだと補足請求資料でも、保育士とか小中学校の職員等なんですけれども、この辺、10円でちゃんと今までやって10円で計算して出していたのか、あったけれども出していなかったのか、ちょっとその点だけ確認をお願いいたします。

○総務課長 戸谷政司君

それでは、ご質問ございました今までの現状ということでございますけれども、今まで車賃というところで設定はさせていただいておりましたけれども、私用車についての公用車認定というところをしてございませんでしたので、基本的には10円という設定はあったのですが、特にお支払いをしたというところはございません。

今回この議案を出ささせていただいて議決いただいた後には、公用車使用に関する取り扱い等を定めて、そのあたりも併せて整備したいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

そういうことだったんですね。そうすると、やっぱり特に学校でこの役場に来たりするとき、また保育所からこっちへ来たとき、自家用車で結構みんな来ているんですね。その辺をちゃんと公用車がないから、自家用車でも車賃でこの25円で払っていかうということで、じゃ実際、今まで10円とあったんだけど、なかなか結局出していなかったんですね。その辺で不満というのは今までになかったんですか。ちょっとそこだけお願いします。

○総務課長 戸谷政司君

今までのところ、暗黙の了解みたいな形で、自家用車で役場におみえになられたというところで、実際のところ、何かあったときにこれでは駄目ですよというところの声は、ちらほらと伺っておりました。

今回、全ての出先機関等に公用車を配備するというのは、なかなか難しいのが現状でございますので、そのあたりの声を踏まえまして、私用車を公用車認定できるというようなところの制度をつくって、対応したいというふうに考えておるところでございます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、他に質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は総務民生常任委員会に付託することと決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

日程第11 議案第41号「字の区域の設定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○政策推進室長 黒川静一君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第41号、字の区域の設定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、令和4年1月8日から、本町内の別図第1に示す区域における字の区域を別図第2に示すとおり設定する。

令和3年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

提案理由、この案を提出するのは、新字名を設定し地番整理を行うため必要があるからで

ある。

2ページには、別図第1としまして、現在の字界をつけさせていただいております。

3ページには、別図第2としまして、事業実施後の字界を添付させていただいております。

4ページですけれども、字の区域の設定図ということで、事業の実施前と実施後の重ね合わせた図面のほうをつけさせていただいております。

桜三丁目と四丁目につきましては、藤丸団地の北側を東西に通る道路を境界といたしまして、南側を桜三丁目、北側を桜四丁目といたします。

また、ピンク色の八歩田面につきましては、現在桜二丁目と八歩田面が今区に属しているため、今区からの要望もありまして、桜二丁目に編入をすることを考えております。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第41号は総務民生常任委員会に付託することと決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

日程第12 議案第42号「町道路線廃止について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第42号、町道路線廃止について。

道路法第10条第1項の規定により、下記のとおり町道路線を廃止するものとする。

令和3年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

提案理由でございます。この案を提出するのは、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるからでございます。

1枚はねていただきますと、位置図となっております。

その位置図の裏面が、位置図の拡大図となっておりますので、ご覧をください。

起終点の延長は56.5メートルでございます。道路幅員は1.5メートルでございます。

以上、ご提案とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号は防災建設常任委員会に付託することと決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

日程第13 議案第43号「令和3年度蟹江町一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第43号、令和3年度蟹江町一般会計補正予算(第4号)。

令和3年度蟹江町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,553万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億95万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

4ページのほうをお願いいたします。

第2表、債務負担行為。

いずれも教育委員会の部局の関連事項でございます。

外国語指導業務委託料を令和4年度から令和6年度まで3年間、限度額を4,900万5,000円とさせていただくものでございます。それから、学校図書館システム機器借上を令和4年度

から令和9年度まで6年間、限度額を1,439万9,000円とさせていただくものでございます。

続きまして、第3表、地方債補正でございます。

起債の目的、臨時財政対策。補正額6,680万円を増額補正をいたしまして、限度額を8億1,680万円とさせていただくものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、8ページ、9ページをご覧ください。

歳入補正でございます。

今回の4号補正の案につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策の国庫負担金を算入いたしまして、接種事業の経費を計上いたしますとともに、その他必要事業の経費を計上させていただくものでございます。

歳入補正の内容といたしまして、15款の国庫支出金から22款の町債まで、総額8,553万2,000円の補正予算案でございます。詳細内容は、後ほどお目通しのほうをお願いいたします。

以上が歳入補正でございます。

続きまして、10ページ、11ページをお願いします。

歳出の内容でございます。

歳出につきましては、4款の新型コロナウイルスワクチン接種事業を主なものといたしまして、2款の総務費から10款の公債費まで、総額8,553万2,000円の歳出補正案でございます。詳細内容につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第43号は精読にしたいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

日程第14 議案第44号「令和3年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

議案第44号、令和3年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度蟹江町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,182万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億5,660万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

歳入につきましては、9ページをご覧ください。

1節繰越金でございます。説明の1、前年度繰越金1,182万9,000円でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

11ページをご覧ください。

27節繰出金、1節繰出金、説明の1、一般会計繰出金962万9,000円。

22節償還金、利子及び割引料、1細節償還金、利子及び割引料、説明の1、過年度還付金200万円。

同じく22節1細節償還金、利子及び割引料、説明の1、還付加算金20万円。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

歳出のところで、11ページにある、先ほど部長のほうから提案あって、保険税の還付金、ありますよね、過年度還付金。これについてどのような還付金なのか、ちょっとお聞かせをお願いいたします。

○民生部長 寺西 孝君

今のご質問についてお答えをさせていただきます。

固定資産税の過年度の税額変更が発生したことによりまして、その該当の方が、資産割が該当してまいりましたので、還付金の発生がございました。よって、還付加算金と含めまして、今回補正予算計上をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第43号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は……間違えました。もとい、間違えました。議案第44号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしです。したがって、議案第44号は精読とされました。大変申し訳ございませんでした。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第15 議案第45号「令和3年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

議案第45号、令和3年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第2号)。

令和3年度蟹江町の介護保険管理特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億82万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億4,307万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

本日は、9ページでご説明をさせていただきます。

県補助金の1節現年度分、説明の1、介護施設等整備事業費補助金2億1,112万8,000円。

続きまして、繰入金の2節過年度分、説明の1、低所得者保険料軽減繰入金46万9,000円。

続きまして、1節繰越金、説明の1、前年度繰越金1億8,923万1,000円でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

本日は、11ページをご覧ください。

18節負担金、補助及び交付金、1 細節負担金、説明の2、介護施設等整備事業費補助金2億1,112万8,000円でございます。こちらにつきましては、歳入と同額でございます。地域密着型特別養護老人ホームの整備に係る費用でございます。

続きまして、24節1 細節の積立金でございます。説明の1、介護給付費準備基金積立金1億134万9,000円。

続きまして、22節1 細節償還金、利子及び割引料、説明の2、過年度返還金3,489万円、こちらは介護給付費及び地域支援事業費の精算に伴うものでございます。

27節1 細節の繰出金、説明の1、一般会計繰出金5,346万1,000円でございます。

なお、12ページにおきまして、負担金等の精算の概要を添付をさせていただきましたので、後ほどお目通しをよろしく願いをいたします。

以上のとおりご提案をさせていただきますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

先ほどの提案で、地域密着型の施設を造るよということで、前の議会でも報告があったんですけれども、その補助で、県からの補助が2億1,112万8,000円あるんですけれども、全体的に、これだけ県からの補助があって、トータル的にこの施設ってどのぐらいかかっていくものなんですか。その辺って、ちょっとまだ全然、施設の整備事業費の内訳がないので分からないんですけれども、その点分かりましたらお願いいたします。

○民生部長 寺西 孝君

施設に係る費用ということで、お答えをさせていただこうかと思います。

現在まだ未着工でございますので、詳細まだ私も詳しくは把握していないところでございますけれども、おおよそ4億7,000万円ぐらいかかるのではないかとこのところ、それにつきましては設計監理料であるとか、設計の費用であるとかというところが入ってくるかと思えます。

こちらにつきましては、町の持ち出しはございませんので、県の今申し上げました2億1,000万円の費用を頂いて、そのまま事業者に流すような予算取りとなっております。事業者につきましては、恐らく機構のほうから借入れをされたりとか、事業所の中での費用で賄っていかれるものだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第45号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

日程第16 議案第46号「令和3年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和光君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第46号、令和3年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度蟹江町のコミュニティ・プラント事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,426万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

説明といたしましては、前年度繰越金190万2,000円でございます。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

こちらの説明といたしましては、一般会計への繰出金が190万2,000円となっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第46号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

日程第17 議案第47号「令和3年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

議案第47号、令和3年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度蟹江町の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,809万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,653万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

9ページをご覧ください。

1節の繰越金、説明の1、前年度繰越金として332万5,000円。

続きまして、1節広域連合負担金精算金、説明の1、広域連合負担金精算金（療養給付費過年度精算分）といたしまして3,476万9,000円でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

本日は、11ページで説明をさせていただきます。

18節負担金、補助及び交付金、1 細節負担金、説明の2、保険料等負担金27万円。

続きまして、22節1 細節の償還金、利子及び割引料、説明の2、過年度返還金72万9,000円。

続きまして、27節1 細節の繰出金、説明の1、一般会計繰出金3,709万5,000円でございます。

なお、12ページには、負担金等精算の概要を添付させていただきましたので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第47号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は精読とされました。

それでは、ここで暫時休憩とさせていただきます。

それでは、10時半からまた始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(午前10時19分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時30分)

○議長 佐藤 茂君

日程第18 認定第1号「令和2年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第25 認定第8号「令和2年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について」まで、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○会計管理者兼会計管理室長 森 実央君

それでは、ご提案申し上げます。

令和2年度蟹江町歳入歳出決算書、一般会計、特別会計の冊子の3ページをご覧ください。認定第1号、令和2年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度蟹江町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

決算内容の説明につきましては、別添A4判の横の資料、令和2年度蟹江町歳入歳出決算説明の朗読にて代えさせていただきます。

そちらの決算説明の資料の表紙を1枚はねていただきまして、1ページ、資料1、一般会計、令和2年度蟹江町一般会計歳入歳出決算説明のほうをご覧ください。

説明に入ります前に、この資料をご覧くださいと、歳入につきましては、左から順に、款、項、予算現額、調定額、収入済額、前年度との比較、収納率、摘要とございます。

もう1枚めくっていただいて4ページをご覧くださいと、歳出の項になるんですが、歳出につきましては、款、項、予算現額、支出済額、前年度との比較、不用額、執行率、摘要とございます。

毎年、各款の歳入につきましては、収入済額の合計欄及び歳入合計を朗読させていただいておりましたが、本日、議会の冒頭において、議長より会議の時間の短縮にとのことでござ

いましたので、少し省略をさせていただきながら、順に説明をさせていただきたいと考えております。

また、一般会計に続きます各特別会計におきましても、同様に省略させていただいた形でご説明を申し上げます。ですので、詳細につきましては、また後ほどお目通しをいただくようお願いいたします。

少し前置きが長くなってしまいましたが、まず一般会計の歳入のほうからご説明をさせていただきますと思います。

資料の1ページを再度ご覧ください。

蟹江町一般会計、歳入につきましては、1款町税から説明資料の3ページ目、22款の町債までで成り立っております。

歳入合計といたしまして、予算現額171億1,577万4,000円、収入済額170億5,466万9,438円でございます。前年度との比較で、54億6,612万3,815円の増額でございます。

続きまして、資料の4ページをお願いいたします。

一般会計、歳出でございます。1款議会費から説明資料5ページの11款予備費までで成り立っております。

歳出合計といたしまして、予算現額171億1,577万4,000円、支出済額163億9,655万1,275円でございます。前年度との比較で、53億4,755万4,130円の増額でございます。

一般会計については以上でございます。

続きまして、令和2年度蟹江町歳入歳出決算書の307ページのほうをご覧ください。

認定第2号、令和2年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

決算の内容につきましては、再度、A4判の6ページ、7ページのところをご覧ください。

資料2、令和2年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算説明でございます。

6ページ、歳入でございます。

令和2年度蟹江町国民健康保険事業特別会計、歳入につきましては、1款国民健康保険税から8款諸収入までで成り立っております。

歳入合計といたしまして、予算現額34億8,255万9,000円、収入済額34億2,825万8,789円でございます。前年度との比較としまして、1億3,629万4,926円の増額でございます。

続きまして、7ページ、歳出のほうをご覧ください。

歳出につきましては、1款総務費から8款予備費までで成り立っております。

歳出の合計といたしまして、予算現額34億8,255万9,000円、支出済額32億8,900万824円でございます。前年度との比較としまして、5,398万8,301円の増額でございます。

続きまして、決算書の337ページをお願いいたします。

認定第3号、令和2年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

決算の内容につきましては、説明資料のほうの8ページ、9ページをご覧ください。

令和2年度蟹江町土地取得特別会計歳入につきましては、1款財産収入から3款諸収入で成り立っております。

歳入合計といたしまして、予算現額1億8,000万6,000円、収入済額17万6,607円でございます。前年度との比較で、91万3,876円の減額でございます。

続きまして、9ページ、歳出をご覧ください。

歳出につきましては、1款土地取得費から3款諸支出金までで成り立っております。

歳出合計、予算現額1億8,000万6,000円、支出済額17万6,607円でございます。前年度との比較としまして、91万3,876円の減額でございます。

続きまして、決算書の349ページをお願いいたします。

認定第4号、令和2年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

決算の内容につきましては、A4の資料のほうの10ページ、11ページをご覧ください。

令和2年度蟹江町介護保険管理特別会計の歳入につきましては、1款保険料から9款諸収入までで成り立っております。

歳入合計といたしまして、予算現額29億5,861万6,000円、収入済額27億6,568万7,548円でございます。前年度と比較しますと、2,161万4,144円の増額でございます。

11ページの歳出をご覧ください。1款総務費から6款予備費までで成り立っております。

歳出合計といたしまして、予算現額29億5,861万6,000円、支出済額25億7,645万6,503円でございます。前年度との比較としまして、700万4,147円の減額ございました。

続きまして、決算書381ページをお願いいたします。

認定第5号、令和2年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

決算の内容の説明につきましては、資料のほうの12ページ、13ページをご覧ください。

まず、12ページの歳入でございます。

令和2年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計の歳入につきましては、1款分担金及び負担金から5款諸収入までで成り立っております。

歳入合計といたしまして、予算現額1,359万6,000円、収入済額として1,364万9,332円でございます。前年度と比較しますと、74万5,266円の減額でございます。

続きまして、13ページをご覧ください。

歳出でございます。

歳出につきましては、1款総務費のみで成り立っております。

歳出合計といたしまして、予算現額1,359万6,000円、支出済額1,174万7,111円でございます。前年度との比較で、137万1,886円の減額でございました。

続きまして、再び決算書の393ページをお願いいたします。

認定第6号、令和2年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

決算の内容につきましては、別添資料の14ページ、15ページをご覧ください。

まず、14ページ、歳入でございます。

令和2年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計の歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料から8款国庫支出金までで成り立っております。

歳入合計といたしまして、予算現額9億2,961万7,000円、収入済額9億1,338万7,723円でございます。前年度との比較としまして、6,103万7,700円の増額でございます。

続いて、15ページの歳出をご覧ください。

1款総務費から4款予備費までで成り立っております。

歳出合計といたしまして、予算現額9億2,961万7,000円、支出済額9億906万2,999円でございます。前年度との比較としまして、6,251万302円の増額でございます。

なお、各会計の実質収支額につきましては、一般会計、特別会計ともに、各決算書の最後のページに記載させていただいておりますので、後ほどお目通しのほうをお願いいたします。

また、決算書411ページ以降に財産に関する調書も掲載させていただきましたので、こちらもお目通しのほうをお願いいたします。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和光君

それでは、別冊、令和2年度蟹江町水道事業会計決算書を1枚おはねください。

ご提案申し上げます。

認定第7号、令和2年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

3枚はねていただきまして、1ページをご覧ください。

1、令和2年度蟹江町水道事業決算報告でございます。

1、収益的収入及び支出。

収入の部。区分、第1款水道事業収益は、第1項の営業収益から第3項の特別利益までで、当初予算額は7億6,653万2,000円、税込みの決算額は6億6,409万7,729円でございます。

続きまして、下欄の支出の部。区分、第1款水道事業費用は、第1項の営業費用から第4項の予備費までで、当初予算額は7億6,508万6,000円、税込みの決算額は6億5,351万6,885円でございます。

欄外でございますが、収入の決算額から支出の決算額を差し引きいたしました税込収支差引額は、1,058万844円でございます。

続きまして、3ページをご覧ください。

2、資本的収入及び支出。

収入の部。区分、第1款資本的収入は、第1項工事負担金と第2項の固定資産売却代金で、当初予算額は2,530万2,000円、税込み決算額は3,195万7,200円でございます。

続きまして、下段の支出の部。区分、第1款資本的支出は、第1項の建設改良費から第3項の予備費までで、当初予算額は3億9,672万円、税込み決算額は3億6,500万6,796円でございます。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億3,304万9,596円は、過年度分損益勘定留保資金414万5,457円と、当年度分損益勘定留保資金8,196万7,282円、減債積立金453万130円、建設改良積立金2億3,328万9,165円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額911万7,562円で補てんさせていただきました。

次に、5ページをご覧ください。

2、令和2年度蟹江町水道事業損益計算書でございます。

1の営業収益から6ページの4の営業外費用まででございます。

下段でございます。

当年度といたしましては、1,834万4,267円の純損失となっております。

これに前年度繰越利益剰余金5,723万1,282円とその他の未処分利益剰余金変動額2億3,781万9,295円を加算しますと、2億7,670万6,310円が当年度未処分利益剰余金となります。

次に、9ページをご覧ください。

4、剰余金処分計算書。

令和2年度蟹江町水道事業会計未処分利益剰余金処分計算書（案）でございます。

先ほどの当年度未処分利益剰余金2億7,670万6,310円のうち、3,880万円を建設改良積立金へ積み立て、2億3,781万9,295円を資本金へ組み入れさせていただきました。議会の議決による処分額は2億7,661万9,295円でございます。

翌年度繰越利益剰余金といたしましては、8万7,015円でございます。

先ほど説明を飛ばさせていただきました7ページ、8ページの剰余金計算書と10ページ以降並びに別に添付いたしておりますA3の両面の決算説明資料につきましては、説明を省略させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会計管理者兼会計管理室長 森 実央君

ご提案申し上げます。

令和2年度蟹江町下水道事業会計決算書の1枚おはねください。

認定第8号、令和2年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

3枚はねていただきまして、1ページ目をご覧ください。

1、令和2年度蟹江町下水道事業決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出。

収入の部。区分、第1款下水道事業収益は、第1項営業収益から第3項特別利益で成り立っております。

予算額としまして6億3,742万8,000円、税込み決算額は6億4,911万4,065円でございます。

続きまして、下段、支出の部をご覧ください。

第1款下水道事業費用は、第1項営業費用から第4項予備費で成り立っております。

予算額合計5億1,683万6,000円、税込み決算額は4億9,201万5,252円でございます。

欄外をご覧ください。収入の決算額から支出の決算額を差し引いた金額、税込収支差引は、1億5,709万8,813円でございます。

1枚おはねいただき、3ページをご覧ください。

(2) 資本的収入及び支出でございます。

収入の部。第1款資本的収入は、第1項企業債から第6項一般会計補助金で成り立っております。

予算額合計8億6,685万円、税込みの決算額は8億6,873万6,400円でございます。

下段の支出のほうをご覧ください。

第1款資本的支出は、第1項建設改良費から第3項予備費で成り立っております。

予算額合計 9 億8,744万2,000円、税込み決算額は 9 億6,393万1,846円でございます。  
欄外をご覧ください。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額9,519万5,446円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,416万1,417円と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 646万221円及び引継金7,457万3,808円で補てんさせていただいております。

次に、5 ページをご覧ください。

2、令和 2 年度蟹江町下水道事業損益計算書でございます。

1、営業収益から 4、営業外費用までの損益を計算しますと、表の下から 4 段目、当年度純利益が 1 億2,428万9,134円となります。これに前年度繰越利益剰余金6,874円を加えると、当年度未処分利益剰余金として 1 億2,429万6,008円となります。

続きまして、9 ページをご覧ください。

4、令和 2 年度蟹江町下水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

先ほどの当年度未処分利益剰余金 1 億2,429万6,008円のうち、議会の議決による処分類といたしまして 1 億2,429万円を建設改良積立金の積み立てとし、残り6,008円を翌年度への繰越利益剰余金といたしまして処分したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、先ほど説明を飛ばさせていただきました 7 ページ、8 ページ、それから 10 ページ以降につきましては、説明のほうを省略させていただきますので、後ほどお目通しをいただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

それでは、ここで西尾代表監査委員より審査意見を求めますので、よろしくお願ひいたします。

西尾代表監査委員、ご登壇いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(代表監査委員登壇)

○代表監査委員 西尾重義君

蟹江町代表監査委員の西尾でございます。よろしくお願いいたします。

日頃、横江蟹江町長はじめ議員の先生方、町職員の皆様におかれましては、蟹江町及び蟹江町民のためにご尽力をされていることを、ここにお礼を申し上げます。私、監査役として 2 年目を迎え、コロナ禍においてまだ出口も見えない状態で監査を行うにあたり、誠実、公正に監査を務めてまいりますので、今後とも皆様方のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、お手元の資料の令和 2 年度蟹江町決算審査意見書に従い、審査意見を述べたいと思っております。

なお、本意見書の数値は、2 ページ目に注書きに書いてあるように、表示数値以下切捨て

を基本として記載されているので、決算書と主要施策成果及び実績報告書等の数値が合致しない箇所があることをご承知おきください。

それでは、意見書の3ページを開いていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

令和2年度蟹江町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見としまして、審査対象、審査の期間、審査の方法、審査の結果を具体的にお話しさせていただきます。

対象といたしましては、令和2年度の蟹江町一般会計歳入歳出決算、蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、同じく令和2年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算、同じく令和2年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算、同じく蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算、同じく蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算、令和2年度蟹江町土地開発基金運用状況、そういったものが対象になります。

審査の期間といたしましては、こちらに記載されているように令和3年6月30日から令和3年7月19日まで、延べ9日間行いました。

審査の方法といたしましては、審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び附属明細書類並びに関係帳簿等を調査し、出納検査等も活用し、計数の正否及び予算の執行状況について審査をし、なお審査にあたりましては、必要に応じ所属職員の説明を求め、審査の参考にいたしました。

第4としまして、審査の結果、審査に付された各会計歳入歳出決算等は、いずれも関係法令等に準拠して調製されており、その計数は正確であり、予算の執行及び財産運営もおおむね適正に行われているものと認められた。

また、基金運用状況につきましても、計数は正確であり、設置の目的に従って適正に運用管理されているものと認められた。

続きまして、4ページをお開きください。

具体的な内容としまして、審査の概要として総括としまして、各会計間における一般会計及び特別会計の予算総額は246億8,016万8,000円で、こちらは前年に比較しますと26.3%増となっております。

これに対して決算額は、下に書いてございますように、歳入総額は241億7,582万9,000円。歳出総額につきましては、231億8,299万5,000円。差引額としまして9億9,283万4,000円。翌年度の繰越財源充当額として7万円。実質収支額としましては、9億9,276万4,000円であります。

その内訳としまして、下に書いてありますように、一般会計の歳入としましては、一般会計の決算額は170億5,466万9,000円、一般会計の歳出につきましては163億9,655万1,000円、差し引きとしましては6億5,811万8,000円。もう一つ、特別会計のほうは、71億2,116万円、歳出といたしまして67億8,644万4,000円、差し引き3億3,471万6,000円です。

その中で具体的に増減の中は、右のページの5ページに歳入の中で書いてありますけれど

も、歳入の収入の主な増加した原因としまして、国庫支出金、繰入金、町債、地方消費税交付金、県支出金であります。そのほか減少したのものとしては、地方特例交付金、諸収入、自動車取得交付金、町税、分担金及び負担金というのが挙げられます。

次に、各会計決算総額を前年と比較しますと、歳入総額では、元年度に比べ56億8,341万1,000円の増、歳出総額では、元年度に比べ54億5,476万2,000円の増となっております。

こちらの中で、右のページの5ページの中でちょっと見ていただきたいんですけども、決算額の中で、自主財源と依存財源というのがあると思うんですけども、現状を見ますとコロナ禍において特殊な事情があるとはいいいましても、元年度に比較しますと、2年度は、この数値を見ていただくように分かると思いますけれども、自主財源のほうが増え、依存財源が38%から56.2%に増加しております。

これは、コロナという特殊な状況ということがありますけれども、今後こういったものも踏まえて、注意をしていかないといけないとは思いますが。

それでは、まず一般会計のところですけども、4ページのところで、2の一般会計のところをちょっと見ていただければと思います。

歳入総額は、先ほども申し上げましたように、170億5,466万9,000円です。それに対する歳出も163億9,655万1,000円となっております。実質収支額としましては、6億5,804万8,000円となっております。

歳入歳出の決算状況は、以上のようになっておりますが、細かいものにつきましては、次ページ以降に書いてありますものですから、お目通しのほうをお願い申し上げます。

次に、特別会計に移りたいと思います。

17ページのほうをお開きいただきたいと思っております。

特別会計は、国民健康保険事業特別会計をはじめ5会計ありますけれども、これらの特別会計による歳入歳出決算額は、予算現額としまして75億6,439万4,000円、歳入総額としまして71億2,116万円、歳出総額としまして67億8,644万4,000円、歳入歳出差引額としまして3億3,471万6,000円、翌年度繰越財源充当金はございません。実質収支額としまして3億3,471万6,000円でございます。

次のページをめくっていただきまして、18ページのほうですけども、個々のものはいろいろ書いてございますけれども、まず国民健康保険のほうだけ、ちょっとご説明させていただきます。

予算現額としましては、34億8,255万9,000円、決算額は、歳入は34億2,825万8,000円ですけども、歳出は32億8,900万円、差し引き1億3,925万7,000円として、収入率としては98.4%、執行率は94.4%となっております。

歳入の主なものとしては、県支出金の保険給付費等交付金が22億4,570万9,000円及び国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税が7億5,157万円及び繰入金に一般会計繰入金が

2億6,734万円ございます。さらに、国民健康保険支払準備基金繰入金が約8,000万円並びに繰越金が5,695万1,000円ございます。

あと細かいところは、後のページに具体的に書いてありますものですから、ほかの会計のほうについては、またお目通しのほうをお願いしたいと思います。

次に、むすびとしまして、23ページのほうをちょっとご覧いただきたいと思います。

令和2年度蟹江町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況を表す書類について、適正に審査した結果、事務事業等はいずれも関係法令及び議会の議決の趣旨に沿い、おおむね適正に執行されており、その内容は適正であると認められた。

令和2年度の一般会計と特別会計の決算総額は、歳入としまして241億7,582万9,000円となり、歳出のほうにつきましても231億8,299万5,000円で、前年度に比べると歳入が56億8,341万1,000円と、30.7%増加となっております。歳入歳出差引額につきましても、9億9,283万4,000円となっており、その中でも行政の基盤をなす一般会計の実質収支額につきましては、6億5,804万8,000円の黒字となっております。

財政状況を示す財政力指数につきましても、0.90で昨年度と同様となっております。経常収支比率86.5%、実質公債費比率3.4%など、引き続き健全財政を堅持しているものと認められます。

主要な財源である町税の収入未済額は8,448万3,000円で、昨年度に比べまして162万6,000円の減少となっております。

一方で、国民健康保険税の収入未済額は1億747万7,000円となって、昨年度に比べまして147万円の増加をしております。

滞納整理事務につきましても、公平性を保つためにも順調に遂行されており、今後も引き続き税の徴収を適正に行うことを望むものであります。

また、町債の決算額につきまして、12億3,472万6,000円となりまして、こちらは昨年度対比120.6%と増加しております。

自由通路等整備事業、街路整備事業、校内通信ネットワーク整備事業など、第4次蟹江町総合計画、諸施策の遂行に必要な財源として適正に使われていると思われまます。

歳出につきましても、主要な成果である自由通路等整備事業などの大型事業を完了し、また各施策事業にはまち・ひと・しごと創生事業として予算配分がされており、創生総合戦略の基本理念に基づいて、所期の目的を達成し、的確に執行されたと考えられます。

また、今後につきましても、これらの事業効果の検証を進めて、さらなる目標を見定め、次の事業につなげてほしいということを思っております。

また、国では働き方改革を進めており、職員の皆様方の健康管理の面においても、時間外勤務や有給休暇の管理を的確に行うよう、職場環境の整備を行ってほしいものであります。一部の課によりましては、結構過重労働も見受けられるところもございます。人員の制約も

ございますから、その辺はある程度融通ができるものであれば、その中で庁内で融通をしていただきたいものだと考えております。

最後に、今後の行政サービスをよりよいものにするためにも、的確な予算配分や執行に努められることを今後もお願いしたいということでございます。

これで、取りあえず、ちょっと早足でお話しさせていただきましたけれども、一般会計は終わらせていただいて、次に、蟹江町の公営企業会計の部に移りたいと思いますから、26ページをご覧くださいと思います。

令和2年度蟹江町公営企業会計決算審査意見としまして、審査の対象といたしまして、令和2年度蟹江町水道事業会計決算及び令和2年度蟹江町下水道事業会計決算が審査の対象とされています。

審査の期日は、令和3年6月30日に行いました。

審査の方法にあたりましては、決算関係書類が地方公営企業法等関係法令に準拠して作成されているかを審査するとともに、事業経営が公共の福祉及び企業の経済性の基本原則に沿って運営されているかに着眼し、審査をしました。

また、決算関係書類と関係諸帳簿書類や証書類を照合するとともに、関係職員に説明を求め、審査をいたしました。

その結果につきましては、審査に付された決算書類及び附属明細書並びに決算附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、また経営成績及び財政状況についても適正に表示しているものと認められます。

なお、水道事業会計の審査概要につきましては、次のページ、27ページから38ページまでとなっておりますので、お目通しのほどお願いいたします。

次に、むすびといたしまして、39ページをご覧ください。

以上、令和2年度水道事業会計決算について審査の概要を述べてきたが、建設改良事業では、計画的に配水管布設工事及び幹線配水管の耐震化並びに老朽管布設替工事が施工され、安全な水道水の安定供給が図られています。

有収率につきましても85.6%で、前年度比2.2ポイントの減となっており、漏水調査等を通じて有収率のさらなる改善に努めてもらいたいと思います。

また、経営成績におきましても、収益的収支では、水道事業収益は税込み6億6,409万7,000円で、前年度と比べますと9,517万3,000円、12.5%の減収に対し、水道事業費用は税込み6億5,351万6,000円でございます。前年度に比べますと2,830万8,000円の減少となっております。経常収支は、1,058万円の純利益となっております。

これは、コロナ禍において、ある程度水道料金の減免というか、少しそういった制度の関係で、収入が減少している一つの原因ではございます。

なお、水道料金は、過年度分も含め約5億8,488万円で、前年度に比べて1億1,287万

1,000円の減収となっております。さっきちょっとダブっちゃいましたけれども、これについては先ほどもちょっとお話ししましたように、新型コロナウイルス感染症が経済に重大な影響している状況を考え、令和2年7月検針分から、令和2年12月検針分までの6カ月間、水道料金の基本料金1億3,275万1,000円を減免といたしましたことが大きく影響しているということでございます。

水道料金の収納率につきましては83.8%で、前年度より1.8ポイントの減となっております。公平性を確保するためにも、未納者に対して電話催告やコンビニ収納等のきめ細やかな対策を取り、早期の支払いの勧奨と収納に努められ、収納率の向上に最善を尽くされたいと思います。

資本的収支におきましては、3億3,304万9,000円の不足となっております、不足額を前年度資本的収支不足額2億3,448万3,000円と比較しますと、9,856万6,000円増加しております。この不足額は、過年度分損益勘定留保資金414万5,000円、当年度分損益勘定留保資金8,196万7,000円、減債積立金453万円、建設改良積立金2億3,328万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額911万7,000円をもって補てんされております。

財政状況につきましても、資産総額は46億3,396万9,000円で、前年度に比べまして2,458万2,000円の減少となっております。負債総額につきましては12億1,807万7,000円で、昨年度に比べまして623万8,000円の減少となっております。資本総額は、34億1,589万1,000円で、昨年度に比べまして1,834万5,000円の減少となっております。そういう減少になっておりますが、概ね良好であります。

最後に、水道事業の公共性に鑑み、一層の効率的運営と経費節減など企業努力による安定的経営を行い、安心・安全な水道の供給という町民の期待に応えられるよう、切望するものであります。

次に、下水道会計に移りたいと思います。

次の40ページでございますけれども、下水道会計の審査概要につきましては、次、40ページから51ページまでが細かいことが書いてございますので、お目通しのほうをお願い申し上げます。

下水道全体につきましては、むすびの52ページで申し上げたいと思います。

では、52ページをお開きいただきたいと思います。

以上、令和2年度のむすびといたしまして、下水道事業会計決算について審査の概要を述べてきましたが、建設改良事業では、下水道管きょ布設工事、公共柵設置及び取付管布設工事、舗装復旧工事の施工により、下水道施設の整備拡大が図られました。

経営成績においても、収益的収支では、下水道事業収益が6億4,911万4,000円に対し、下水道事業費用は4億9,201万5,000円となっております、いずれも税込みですけれども、経常収支としては1億5,709万8,000円の利益となっております。

営業外収益につきましては、国庫補助金が200万円、他会計補助金が2億8,928万1,000円等の補てんによるもので、実際には2億449万4,000円の営業損失となっているということを認識して、事業を行ってほしいということを思います。

資本的収支におきましても、9,519万5,000円の不足額が生じ、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,416万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額646万円、引継金7,457万3,000円で補てんされております。

財政状況におきましても、資産総額は114億4,082万9,000円で、負債総額は108億4,865万円を控除いたしますと、資本総額は5億9,217万8,000円となり、資本総額としては前年度に比べますと1億2,428万9,000円の増加となっております。

ということで、おおむね良好であるとは言えますが、あくまでも現状が補助金頼みのため、より一層の効率的な事業経営を行うことを望むものであります。

有収率につきましては90.4%と、前年度と比較しまして0.5ポイントの増となっております。

下水道使用料の収納率は84.4%で、昨年度に比べますと0.7ポイントの増加となっております。未納者に対しても、速やかな対応を行い、収納率向上に最善を尽くしてもらいたいということをお願いしたいと思います。

最後に、下水道事業の公共性に鑑み、効率的な事業経営を行い、町民の期待に応えられるよう、切望するものであります。

以上をもちまして、蟹江町公営企業会計の審査意見とさせていただきます。

ちょっと早口で申し訳ないんですけども、続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された令和2年度財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果は、次のとおりです。

55ページをお開きください。

令和2年度蟹江町財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見を申し上げます。

対象は、健全化判断比率といたしまして、令和2年度実質赤字比率、令和2年度連結実質赤字比率、令和2年度実質公債費比率、令和2年度将来負担比率。

資金不足比率といたしまして、令和2年度蟹江町水道事業会計資金不足比率、令和2年度蟹江町下水道事業会計資金不足比率。

審査の期日は、7月27日でございます。

審査の方法にあたりましては、蟹江町長から出されました健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて作成されているかを確認し、かつ、これらの書類が令和2年度の財政状況を適正に表示しているか否かを検証するために、提出された書類と照合することによって、

併せて関係職員からの説明を求め、聴取した上で審査を実施いたしました。

その結果、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ、その計数は正確であり、財政状況及び経営状況を適正に表示していると認められます。

具体的にお話をさせていただきますので、56ページを、次ページをお開きください。

健全化判断比率としまして、実質の赤字比率です。早期健全化基準は、元年度は14.01%、2年度は13.88%となっております。

指標としまして、これは実質赤字比率が棒で出ておりますが、赤字比率、赤字じゃないということで、棒線が表示されております。指標の算出方法は、下に書いてございますから、ご参考に見ていただきたいと思っております。

判断といたしましては、一般会計等実質収支額は6億5,995万円の黒字であります。実質赤字比率は計上されておられません。ということで、指標のところは横棒の表示になっております。

続きまして、連結実質赤字比率、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。基準は、早期健全化基準としましては、元年度は19.01%、2年度につきましては18.88%が基準となっております。財政再生基準につきましては、元年度は30.00%、2年度も30.00%、同じでございます。

指標につきまして、当蟹江町につきましては、先ほどもお話したように、横棒になっております。これは、下に書いてあります指標の算出方法に基づきますと、蟹江町の場合は、連結実質収支額は28億8,505万6,000円の黒字でございます。この指標のとおり、連結実質赤字比率が計上されておられませんから、この横棒のような表示になっております。

3番目として、実質公債費比率につきましてご説明させていただきます。2年度の比率、早期健全化基準につきましては25.0%、財政再生基準、2年度35.0%、これは元年度と全く同じ基準でございます。

指標といたしまして、蟹江町の場合、2年度は3.4%、元年度3.4%、同じでございます。算出方法につきましては、ウの式を後でお目通しをいただきたいと思っております。

判断といたしまして、実質公債費比率は、この指標のとおり3.4%で、早期健全化基準の25.0%を下回っており、健全な状況にあると思われまます。

次に、次ページに移ります。

将来負担比率に対するお話をさせていただきます。早期健全化基準の基準は、元年度も2年度も、350.0%でございます。

指標としまして、蟹江町は、2年度は63.0%、将来負担比率ですね。元年度が53.9%ということで若干上がっております。指標の算出方法につきましては、ウのところに書いてございますから、またご参照いただきたいと思っております。

判断といたしましては、将来負担比率はイの指標のとおり63.0%で、早期健全化基準の値350.0%を大幅に下回っており、健全な状況にあると思われま

す。意見といたしまして、本町の一般会計等における財政健全化判断比率は、先ほど申し上げたとおりでございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれの項目におきましても、早期健全化基準を満たしており、良好な状況であると認めるものであります。

続きまして、経営健全化審査意見としまして、資金不足比率。基準は、令和2年度、元年度につきましても、経営健全化基準としましては20.0%となっております。

蟹江町の場合の指標、資金不足比率は、水道事業会計、下水道事業会計ともに、横棒になっております。これは、3番に指標の算出方法は一応書いてありますが、またご参照いただきたいと思

います。判断といたしまして、蟹江町におきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に該当する公営企業は、前記のとおりであり、これらの企業会計に資金不足額はないので、資金不足比率はいずれも計上されないことになっております。水道事業会計、下水道事業会計ともに、計上されないことになっております。

意見といたしまして、本町の公営企業における経営状況は、いずれの事業会計においても、流動資産が流動負債を上回っており、資金不足比率も経営健全化基準を満たしており、良好な状況であると認めるものである。

以上をもちまして、審査意見等の説明を終わりたいと思

います。ちょっと補足なんですけれども、あくまでもこれは、補助金というものもある程度あるものですから、さらなる経営の効率化は目指していただきたいということをお願いしたいと思

います。それで、最後にちょっと補足として、9日間の審査する機会がありまして、その中で思うところがありまして、2、3ちょっと申し上げたいと思

いますけれども。特に、役場の本庁舎も含めまして建物が増えて、メンテナンスという問題がやっぱり避けて通れない問題というのが、結構あると思

います。だから、そういったものもやっぱり総合的にどれを洗い出して、どれを優先的にやるかとかいうことも踏まえないと、今後大きな財政負担になると考えられますから、そういったものも総合的に、皆様方で検討していただきたいかなということが、まず1点。

それから、なるべく不用額を少なくしてほしい、実質の予算額にしてほしいということもお願いしたい。ということは、予算に対してシビアなものをつくってほしいと。安易な計算ではなく、そういうことも、新聞にも一部、予算規模が膨らんじやってということもちょっと載っていたこともありますから、そういった面で、その面もちょっとお願いしたいと。

それから、これはいろいろコロナ禍におきまして、その対応を含めて、やっぱり注射をス

ムーズにやる上において、やっぱり組織面で、あまり硬直化した組織づくりが、従来の組織体制ですっとやっけていいのかというのを感じました。だから、やっぱりそういう組織の中で柔軟的に、例えばコロナとか異常事態なもの、それから、これからデジタル庁の発足に伴ってデジタル化、これは町全体に関わることだと思う。そうなる英断的にそういうものをやらないといけない。

そういったようなものを行う場合に、既存の組織だけでできるのかということを感じましたから、そういったものも踏まえて、これは将来的なことではございますけれども、そういったこともお願いしたいということで、審査意見を終わらせたいと思います。

どうもありがとうございました。

(代表監査委員降壇)

○議長 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

それでは、お諮りいたします。

ただいま議題になっております認定第1号から認定第8号までの8案件は、来る9月16日……

(「資料をお願いしたい」の声あり)

資料ですか。分かりました。またそれは後で。

9月16日、そして17日の両日にかけて審査をお願いすることとして、一括精読にしたいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、ご異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第8号までの8案件は、9月16日、17日の両日に審査をすることに決定されました。

ここで……

(「資料請求」の声あり)

資料請求。ちょっと先に。

ここで西尾代表監査委員から退席の申し出がございましたので、これを許可いたします。どうもありがとうございました。

(「監査委員をお願いしたい」の声あり)

監査委員に。

それじゃ、申し訳ないです。ちょっとごめんなさい。

どのような資料でございましょうか。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

ただいま監査委員さんから、非常に細かくいろんな監査結果の報告をしていただきました。

ね。特に、本当に具体的な指摘というものも数点いただいているかと思うんですが、そこで、監査委員さんは、町内の施設とか、あるいはまた補助金を出している事業所など、そういうようなところも監査をしていただいているかと思います。

そこで、そういう場所につきまして、何か個別に、改善を指摘して、どうこうしたほうがいいんじゃないかというようなところがもしあれば、それについて事前に、審査の日までも教えていただきたいと思うし、もしそれなければいいんですけども、その辺のところについて、あれば資料として、どこの施設にどのような問題があつて、どこをどう改善するように指摘したかというようなことがありましたら、出していただきたいということでございます。なければいいですので、お願いします。

○議長 佐藤 茂君

西尾さん、どうでしょうか。それでは、できる限り……

○代表監査委員 西尾重義君

審査に当たりまして、一応、事務局の方とも一緒に回っておりまして、そのときに問題とかいろんなことがあった場合、法律的な問題もいろいろございますから、100%できるということではありませんけれども、そういった内容につきましては、事務局のほうに全部お話がありますから、またそちらのほうに、もし具体的にお聞きしたいということでしたら。

(「事務局から出してもらおう、分かりました」の声あり)

○議長 佐藤 茂君

事務局のほうへということで、よろしく願いいたします。

それでは、どうもありがとうございました。

(代表監査委員退席)

○議長 佐藤 茂君

それでは、お諮りいたします。

精読になっておりました同意第2号「蟹江町教育委員会教育長の任命について」及び同意第3号「蟹江町教育委員会委員の任命について」並びに同一件名で提案されております議案第36号及び議案第37号の「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の計4案件をこの際日程に追加し、議題にしたいと思っております。これに対してご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、ご異議なしと認めます。したがって、4案件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

それでは、追加日程第26 同意第2号「蟹江町教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

それでは、討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより同意第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

同意第2号は原案のとおり同意することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

どうもありがとうございます。ご異議なしと認めます。したがって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、追加日程第27 同意第3号「蟹江町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

同意第3号は原案のとおり同意することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、追加日程第28 議案第36号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

追加日程第29 議案第37号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午前11時49分)